

第2回 東京都認知症施策推進会議 認知症当事者部会 次第

日時 令和7年11月4日（火曜日）午後1時から

場所 東京都庁第一本庁舎33階北N1特別会議室

1 開 会

2 議 題

【都からの報告事項】

（1）令和7年度東京都における認知症施策について

【意見交換のテーマ】

（2）介護経験から得たもの、苦勞を乗り越えた工夫、諦めてしまったことについて

（3）地域社会に必要なこと（認知症のある人へ声を掛けやすくする仕組みなど）について

【ご意見をお伺いしたいこと】

（4）パンフレット「知って安心 認知症」のリニューアルについて

（5）ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」のリニューアルについて

3 閉 会

【配布資料】

資料1	認知症施策推進事業実施要綱
資料2	東京都認知症施策推進会議認知症当事者部会 委員名簿・幹事名簿
資料3	令和7年度東京都の認知症施策について
資料4	認知症のある人へ声を掛けやすくするための取組
資料5	パンフレット「知って安心 認知症」（現行版）

認知症施策推進事業実施要綱

	19 福保高在第 107 号 平成 19 年 6 月 14 日
一部改正	23 福保高在第 59 号 平成 23 年 5 月 16 日
一部改正	23 福保高在第 732 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正	2 福保高在第 1105 号 令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	3 福保高在第 1207 号 令和 4 年 3 月 8 日
一部改正	5 福保高在第 384 号 令和 5 年 6 月 26 日
一部改正	5 福祉高在第 690 号 令和 6 年 2 月 28 日
一部改正	7 福祉高在第 537 号 令和 7 年 7 月 15 日

第 1 目的

この事業は、認知症に関する都民への普及啓発を行うとともに、認知症のある人とその家族に対する具体的な支援のあり方について検討することにより、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

第 2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。
なお、第 5 に規定する事業については、その運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができる。

第 3 事業内容

- この事業の内容は、次に掲げるものとする。
- ア 東京都認知症施策推進会議の設置
 - イ 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催
 - ウ 認知症に関する普及啓発

第 4 東京都認知症施策推進会議の設置

- 1 目的
- 認知症のある人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討するため、東京都認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 検討事項

推進会議は、認知症支援に関し、次の事項について検討を行う。

ア 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）

第12条に定める都道府県計画に関する事項

イ 認知症支援体制の推進に関する事項

ウ 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項

エ 都民や関係者に向けた啓発に関する事項

オ その他必要な事項

3 構成

推進会議は、学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民等のうちから、福祉局長が委嘱する委員で構成する。

4 委員の任期

（1）委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（2）委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 議長及び副議長

（1）推進会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（2）議長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。

（3）副議長は、議長が指名する者をもって充てる。

（4）議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

6 招集等

（1）推進会議は、議長が招集する。

（2）議長は、3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

7 専門部会

（1）推進会議は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

（2）部会は、推進会議が定める事項について調査・検討する。

（3）部会は、議長が指名する委員をもって構成し、福祉局長が委嘱する。

（4）部会に、専門委員を置くことができる。

（5）専門委員は、議長が指名する者をもって充て、福祉局長が委嘱する。

（6）専門委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任

を妨げないものとする。

なお、専門委員に欠員が生じた場合、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

9 部会の招集等

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

10 幹事

- (1) 推進会議及び部会（以下「会議」という。）における検討の充実及び効率化を図るため、委員及び専門委員の他に幹事を設置する。
- (2) 幹事は、福祉局長が任命する。
- (3) 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

11 会議及び会議に係る資料の取扱い

会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、議長、副議長又は部会長の発議により、出席委員及び出席専門委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

12 委員等への謝礼の支払い

- (1) 3、7（3）及び（5）に掲げる委員並びに専門委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。

- (2) 6（2）及び9（2）に掲げる者の会議への出席に対しては、委員及び専門委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

13 事務局

会議の円滑な運営を図るため、福祉局高齢者施策推進部在宅支援課に事務局を置き、会議の庶務は事務局において処理する。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第5 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催

推進会議で検討した地域支援体制の構築に係る事例について、区市町村との情報共有を図るとともに、各区市町村における取組の促進を図るため、区市町村認知症支援担当者連絡会を開催する。

第6 認知症に関する普及啓発

広く都民の認知症に対する理解を図り、普及啓発を促進することを目的として、シンポジウム等を開催する。

附 則（平成19年6月14日19福保高在第107号）

1 この要綱は、平成19年6月14日から適用する。

2 認知症理解普及促進事業実施要綱（平成18年6月12日付18福保高在第161号）は廃止する。

附 則（平成23年5月16日23福保高在第59号）

この要綱は、平成23年5月16日から適用する。

附 則（平成24年3月30日23福保高在第732号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日2福保高在第1105号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日3福保高在第1207号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日5福保高在第384号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日5福祉高在第690号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月15日7福祉高在第537号）

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

東京都認知症施策推進会議 認知症当事者部会 委員名簿

資料2

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	岡村 毅	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 研究副部長
	◎進藤 由美	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 企画戦略局リサーチコーディネーター 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 健康長寿医療研修センター 副センター長
	宮前 史子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 研究員
当事者(本人)	飯塚 正義	とうきょう認知症希望大使
	岩田 裕之	とうきょう認知症希望大使
	遠藤 浩市	とうきょう認知症希望大使
	長田 米作	とうきょう認知症希望大使
	さとう みき	とうきょう認知症希望大使
	能任 智子	とうきょう認知症希望大使
当事者(家族等)	家弓 安哲	認知症当事者の家族
	佐々木 元子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
	佐野 光秀	若年性認知症家族会彩星の会 副代表
	隅田 繁幸	認知症当事者の家族
	秀島 かおり	認知症当事者の家族
	牧野 薫	認知症当事者の家族

◎ 部会長

東京都認知症施策推進会議 認知症当事者部会 幹事名簿

資料2

区分	氏名	所属・役職名
幹事長	木村 総司	福祉局高齢者施策推進担当部長
幹事	西川 篤史	福祉局高齢者施策推進部企画課長
	並木 敬之	福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長

令和7年度東京都の認知症施策について

東京都認知症施策推進計画 (令和7年度～11年度)

計画の理念

認知症があってもなくても
都民一人ひとりが相互に尊重し、
支え合いながら共生し、
認知症になってからも尊厳を保持しつつ
希望を持って暮らすことができる
東京の実現

東京都認知症施策推進計画

5つの重点目標

①社会参加 ②地域づくり ③相談支援 ④治療・ケア ⑤研究

8つの基本的施策

- 1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等
- 2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 相談体制の整備等
- 6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 8 研究等の推進等

ポータルサイト 「とうきょう認知症ナビ」

認知症の基礎知識や相談窓口、
各施策や研修の情報などを
総合的に発信



パンフレット 「知って安心 認知症」

認知症の基礎知識や相談窓口、
チェックリストなどを掲載



※どちらも、今年度リニューアル予定

認知症のある人の社会参加を推進

①区市町村への支援

施設・地元企業・地域住民が
協力し社会参加の機会を創設

②検討会の設置

東京都全体で取組が進むよう
好事例を共有

事業イメージ



認知症のある人の意思決定支援

～本人の意思に基づき、「本人が決めること」を支援～

介護従事者・医療従事者に対する研修

認知症のある人の意思決定支援の重要性を理解し、
本人の意向を踏まえた適切なケア・医療が提供できるよう、
知識・手法を学ぶための機会を提供



若年性認知症のある人への支援

若年性認知症総合支援センター

- 都内に2か所（区部・多摩部）設置
- 若年性認知症のある人に必要な多岐にわたる支援（就労継続、介護、年金等）をワンストップの相談窓口でコーディネート



若年性認知症に関する研修会

- ① 企業の担当者や産業医、② 介護・障害サービス事業者、③ 医療従事者 を対象とした研修会を実施
- 若年性認知症に関する基礎知識、支援の実践事例の紹介

認知症疾患医療センターの運営

認知症疾患医療センター

専門医療の提供、医療機関同士や医療・介護の連携の推進役

【事業内容】

- 専門医療相談
- 鑑別診断
- 本人、家族介護者支援
- 普及啓発 など



類型	指定基準	指定数 (R7.4.1現在)
地域拠点型	二次保健医療圏域 ごとに1か所	12か所
地域連携型	区市町村ごとに 1か所	40か所

早期の気づき、早期診断・早期支援

①区市町村への支援

- ・ 住民への普及啓発
- ・ 認知機能検査
- ・ 検診後支援



②都民への普及啓発

- ・ リーフレットの活用



一人ひとりと生きるまち。



認知症のある人へ声を掛けやすくするための取組

認知症サポーター活動の促進

「認知症サポーター」

認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を温かく見守る応援者であり、地域や職域で認知症のある人と伴走し 共に支え合って生きる人のこと



- **認知症サポーターの養成** 【区市町村・企業・学校等】

サポーター養成講座を実施

- **チームオレンジの設置・運営** 【区市町村】

「チームオレンジ」を立ち上げ、
地域の実情に応じた活動を展開



見守りキーホルダー・見守りシール

【大田区】見守りキーホルダー

登録内容：住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名）など

※有事の際の警察や消防、医療機関からの照会に対し、地域包括支援センターが番号を用いて迅速に情報提供



大田区ホームページより引用

【荒川区】見守りシール



衣服等にアイロンで貼付けます



持ち物等に貼る暗闇で光るシール



荒川区ホームページより引用

(参考) 【東京都】 ヘルプマーク



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のための
マークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

[illegible]

【愛知県大府市】 認知症ヘルプマーク



このマークをご存じですか？

「認知症ヘルプマーク」は、認知症の人にとって地域が安心できる場所であることをめざし、周囲の人が手を取り合い、みんなで支え合う社会をイメージして製作されました。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら温かく見守っていただき、困った様子があればお声掛けいただけると幸いです。

※啓発用のポスターの一例です。

必要であれば電子データをダウンロードして頂けます。

<https://www.city.obu.aichi.jp/kenko/koureishashien/ninchisho/1032201.html>

【滋賀県栗東市】 オレンジヘルプカード



滋賀県栗東市ホームページより引用

【東久留米市】 オレンジヘルプカード

※お財布やカードケースなど、普段から持ち歩くことが多い物の中に入れて携帯

東京都東久留米市

オレンジヘルプカード

日常生活で周囲の方の
ご理解を必要としています。
声かけやサポートをお願いいたします。



サポートしてほしいこと 記入日 年 月 日

このカードは、サポートを必要としている方の手助けとなるよう、東久留米市介護福祉課が発行しているものです。

本人が困っており、緊急の際は、警察や下記までご連絡をお願いいたします。

緊急連絡先

みまもりシール あり ・ なし

登録番号【 】

認知症の人にやさしいまち 東京を目指して

知って安心 認知症



1	認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です	1 ページ
2	認知症とは？	2 ページ
3	認知症の予防につながる習慣	3 ページ
4	認知症に早く気づくことが大事！	4 ページ
5	「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！	5 ページ
6	認知症になるとどのように感じるの？	7 ページ
7	認知症の人を支えるために	8 ページ
8	こんな時はどこに相談したらいいの？	9 ページ
	東京都認知症疾患医療センター 一覧	11 ページ
	区市役所・町村役場	13 ページ
	成年後見制度利用に関する相談先 一覧	14 ページ

一人ひとりと生きるまち。



東京都